

おわりに

地域・職域連携推進協議会が機能し、地域・職域連携推進事業が円滑に実施されることを目的に現地支援を行い、その結果を参考にして連携推進事業のガイドラインの改訂について検討した。

現地支援により、協議会が抱える問題点や課題について理解することができた。特に、今後の運営の課題として、協議会において健康課題の共通認識のもとに、連携本来のメリットを活かした保健事業を展開することが期待される。

連携推進事業は従来、地域保健・職域保健において、個別に実施されていた住民サービスを連携して実施することで、従来では得られない効果を期待するものであり、今後全国で定着していくよう当該検討会で行った現地支援を継続する意義があると考えられた。

都道府県や二次医療圏により連携推進事業の経緯、背景等が異なっており、それぞれの段階で適切な支援のあり方や評価項目等について開発する必要があると考える。地域・職域連携支援検討会の構成員が協議会へ参加して支援する他に、協議会関係者の抱えている問題点の共有と解決を図る機会としてワークショップを開催するなど、さまざまな支援形態について考えていくことが必要であり、平成18年度の課題である。

地域・職域連携推進協議会と保険者協議会の役割分担について、現段階では明確にできなかったが、今後、それぞれの協議会が活発に活動を開始する中で、両者の役割分担、そして連携の在り方が明確にできると考える。

平成20年度より、医療制度改革に基づいて保険者による健診と保健指導が導入されることを受けて、都道府県及び二次医療圏における連携推進協議会の機能分担を明確にして、具体的かつ実効性のある連携事業を推進することが期待される。

資 料

1 地域・職域連携推進事業実施要綱

1 目的

近年、国民の生命・健康を脅かす主疾患となっている生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査を基盤とする事後指導等の保健事業により健康管理を支援することが必要である。

地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、保健事業を共有・展開することにより、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

ただし、指定都市は、3（3）に掲げる事業を実施する場合に限る。

3 事業内容

（1）地域・職域連携協議会の設置

ア 広域的な地域・職域連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築するため、地域・職域連携推進協議会を設けることとする。

イ 同協議会は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条の基本方針（平成6年厚生省告示第374号）の第6の4及び健康増進法（平成14年法律第103号）第9条の健康診査等指針（平成16年厚生労働省告示第242号）の第3の7に掲げる事項を展開するための総合調整機関の役割を担うこととする。

ウ 同協議会は、（4）に掲げる関係機関（以下「関係機関」という。）からの幅広い参画を得て構成し、都道府県ごとに都道府県地域・職域連携推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）を設け、さらに、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第2項第1号の区域（以下「二次医療圏」という。）単位に二次医療圏地域・職域連携推進協議会（以下「二次医療圏協議会」という。）を設けることとする。

なお、地域・職域連携推進協議会の構成は多岐にわたることから、既存の協議機関（会議等）を活用して、同協議会として差し支えない。

エ 同協議会の設置、運営等に当たっては、国に所要の助言を求めることができる。

（2）都道府県協議会

ア 都道府県協議会は、管内の広域的な連携に関わる関係機関の代表者

等により構成する。

イ 同協議会は、管内の地域・職域連携により実施する保健事業等（以下「連携事業等」という。）を企画・立案、実施・運営、評価等（以下「企画等」という。）する二次医療圏協議会の取組について広域的な調整を行うとともに、地域の保健事業関係者の育成を行うこととする。

ウ 事業実施に当たっては、地域特性を十分に勘案した上で、特に以下の事項を参考に協議を行い、管内の総合調整を行うこと。なお、医療保険者を中心とする「保険者協議会」との適切な連携を図ること。

- ① 保健事業情報の交換及び健康情報の分析、共有等
- ② 管内における健康課題の明確化
- ③ 健康フォーラム等の各種行事の共同実施及び連携
- ④ 研修会、セミナー等の共同実施
- ⑤ 地域保健関係施設等の相互有効活用

（３）二次医療圏協議会

ア 二次医療圏協議会は、二次医療圏内の事業に関わる行政関係者、関係機関代表等により構成する。

イ 同協議会は、地域における関係機関への情報提供と連絡調整、健診の実施状況等の健康情報の収集、健康意識調査等によるニーズの把握等を行うとともに、地域特性を活かした具体的な連携事業の企画等を行う。

ウ 事業の実施に当たっては、次の事項を参考に連携事業の企画等を行うこと。

- ① 関係各機関における健康づくり事業及び保健事業の実態把握
地域保健及び職域保健の制度間の相違点を明確にし、相互に認識した上で、双方の健康づくり事業及び保健事業の実施状況を把握し、保健事業の活用を促進するためのマップを作成する。
- ② 健康教育・健康相談等
健康管理体制が不十分と思われる小規模事業所等に対して、健康教育・健康相談等の実施方策を検討し、地域保健と連携した保健事業を実施。
- ③ 慢性疾患等の健康問題を抱える人に対する地域・職域連携による保健指導の実施
- ④ 地域の特性に着目した健康課題に関する計画を双方の参画により策定
- ⑤ 地域・職域連携を推進するための共同研修会や事例検討会等の開催や得意分野の講師の相互派遣
- ⑥ 活動の普及啓発に関する事業
- ⑦ 退職等によって職域保健から地域保健に移行する人に対する継続的な健康管理

⑧ その他の保健事業

エ 同協議会には、具体的な保健事業等連携事業の企画等を行うために、保健事業等の共同実施に関する作業部会や社会資源の相互有効活用に関する作業部会等、所要の作業部会等を置くことができる。

オ 作業部会は、二次医療圏協議会の構成員及び連携事業の実務担当者により構成する。なお、既存の会議等を活用して作業部会として差し支えない。

(4) 関係機関

ア 地域保健関係機関

都道府県（保健所等）、市町村（保健センター等）等

イ 職域保健関係機関

事業所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、地方社会保険事務局、社会保険健康事業財団、社会保険協会、労働基準監督署、地域産業保健センター、商工会議所、農業・漁業協同組合等

ウ その他関係機関等

医療機関（健診機関等）、労働衛生機関（予防医学協会等）、健康保持増進指導機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、国民健康保険団体連合会、学識経験者、住民や労働者の代表等

4 経費の負担

都道府県及び指定都市がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 その他

(1) 事業の実施に当たり、個人情報保護について関係法令等を遵守して最大限の配慮をすること。

(2) 次の各項目を参考に事業実施報告書を作成し、国に提出すること。

ア 協議会の運営及び実施状況

イ 連携事業の実施に係る問題点、課題等の抽出及び各項の措置状況（今後の予定、結果等）

ウ 地域・職域連携に伴う具体的な効果等の抽出

エ その他

2 今後の地域・職域連携推進事業の在り方 ～医療制度改革大綱を踏まえて～

保険者協議会の役割

- ① 「健診・保健指導事業計画（仮称）」の作成
- ② 健診・保健指導に関わる具体的実施体制の協議
- ③ 民間事業者の評価
- ④ 健診データとレセプトデータの分析



都道府県協議会の役割

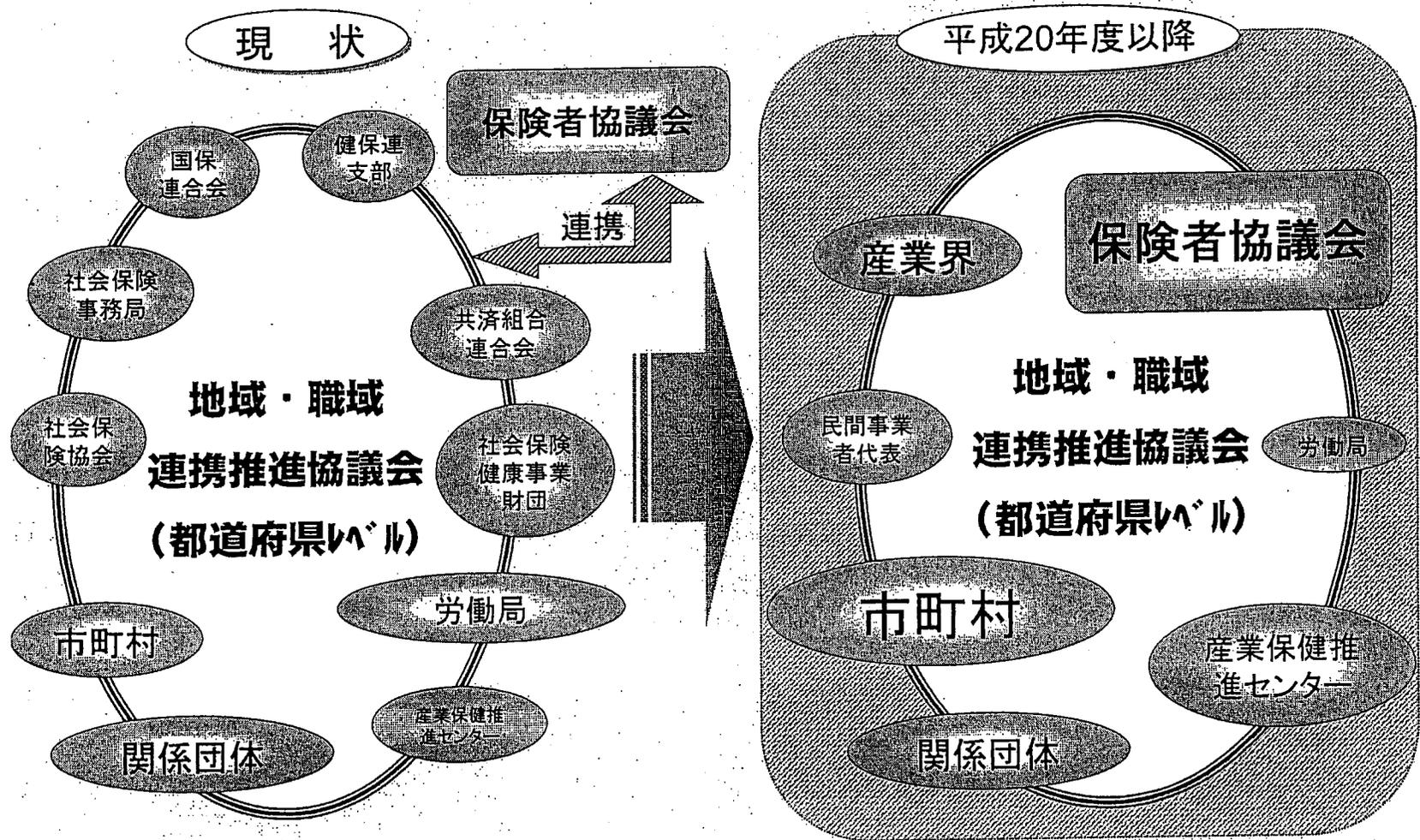
1. 都道府県健康増進計画の作成
2. 医療保険者・労働衛生部門・市町村衛生部門・関係団体との総合調整
3. 健診・保健指導に関する従事者等の育成
 - ・ 研修
 - ・ 関係者会議（自助組織の育成）
 - ・ 効果的保健指導方法の研究会等
 - ・ 質の高い民間事業者の育成
4. 産業界を巻き込んだ、ポピュレーションアプローチの企画・推進・評価
5. 正しい健康情報発信に関する調整・協議
6. 介護予防との連携

二次医療圏協議会の役割

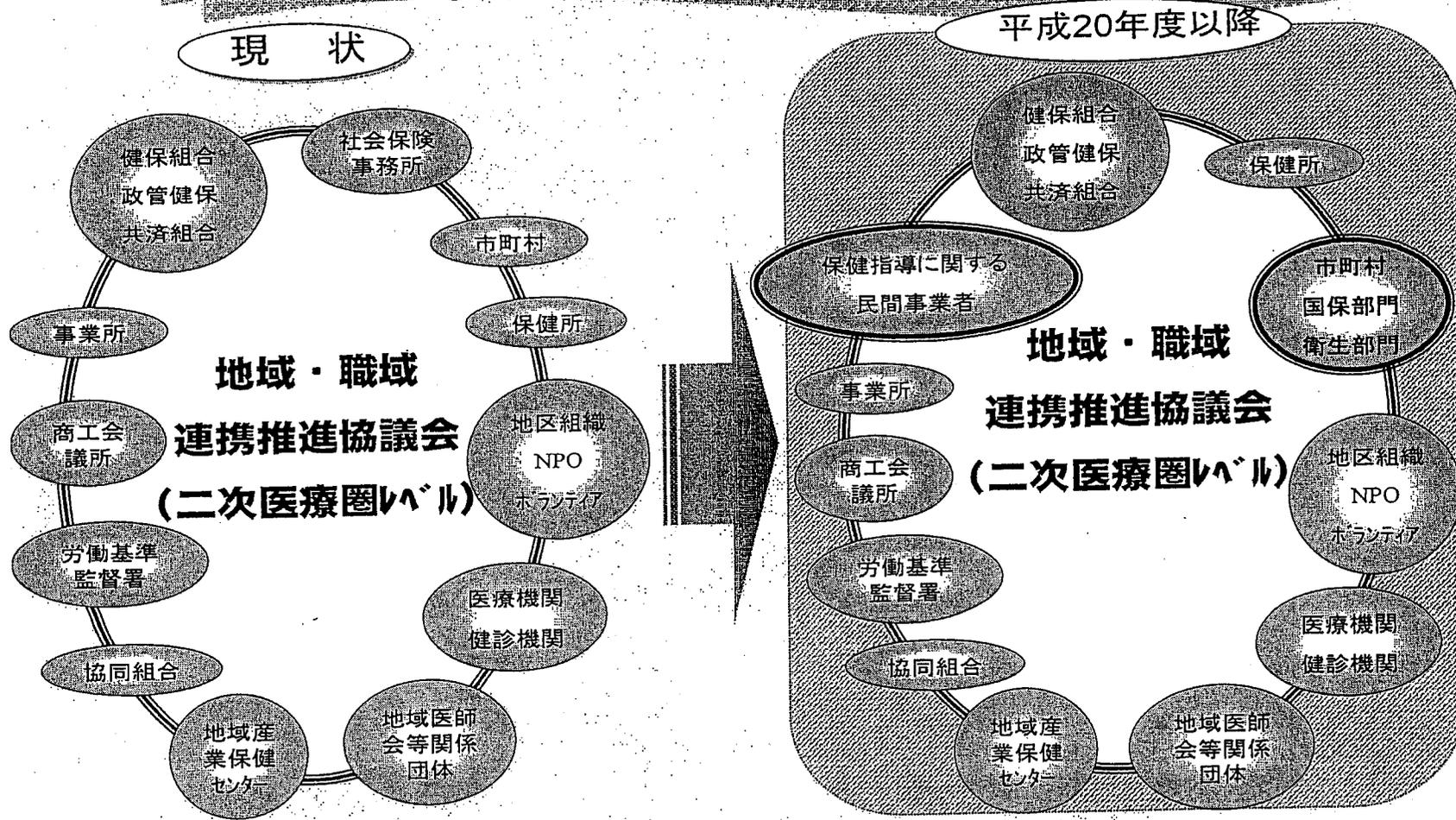
1. 地域保健、職域保健、関係団体等による健康課題の明確化
 2. 健康づくりに関する社会資源（市町村の保健事業、地域産業保健センター、運動施設や公園、学校、ヘルシーメニュー協力飲食店、産業界の取り組み、マンパワーなど）の情報交換、有効活用、連携、調整
 3. 具体的な事業の企画・実施・評価等を行う
 - ① 地域・職域の共通課題やニーズを把握するための調査事業（実態調査、意識調査等）
 - ② 健康教育、健康相談等の共同実施
 - ③ フォーラム、健康情報マップ作成、ポスター作成等の企画
 - ④ 研修会、事例検討会の開催
- （※要するに、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチのサービスの具体的融合を図る場となる）

3 地域・職域連携推進事業について

① 都道府県レベルの協議会



②二次医療圏レベルの協議会



地域・職域連携支援検討会構成員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属機関・役職等
荒木田美香子	大阪大学医学系研究科教授
家保英隆	高知県健康福祉部医療薬務課長
岡山明	国立循環器病センター循環器病予防検診部長
河野啓子	帝京平成大学ヒューマンケア学部教授
櫻井尚子	弘前学院大学看護学部教授
津下一代	あいち健康の森健康科学総合センター健康開発監
土肥誠太郎	三井化学(株)労制部健康管理室長
永江尚美	島根県健康福祉部健康推進課健康増進グループリーダー
錦戸典子	東海大学健康科学部教授
堀江正知	産業医科大学産業生態科学研究所産業保健管理学教授
松田一美	(財)社会保険健康事業財団事業部次長
○ 吉田勝美	聖マリアンナ医科大学予防医学教室教授

○印は座長

所属等は検討会発足時のもの

都道府県等における

地域・職域連携推進協議会設置状況

都道府県等における地域・職域連携推進協議会設置状況

1. 都道府県

	自治体名	平成17年 度	協議会設置時期		
			都道府県協議会	二次医療圏協議会	
平成17年 度までに 設置済み (20)	都道府県及び 二次医療圏 (6)	北海道	○	平成 17 年 12 月	平成 16 年 12 月
		青森	○	平成 17 年 8 月	平成 17 年 8 月
		富山	○	平成 18 年 2 月	平成 16 年 2 月
		岐阜		平成 16 年 5 月	平成 15 年 9 月
		奈良	○	平成 17 年 10 月	平成 17 年 12 月
		島根	○	平成 17 年 6 月	平成 14 年 1 月
	都道府県のみ (3)	岩手		平成 17 年	11 月
		福井		平成 18 年	3 月
		福岡		平成 17 年	9 月
	二次医療圏のみ (11)	福島		平成 13 年	10 月
		静岡		平成 18 年	3 月
		愛知	○	平成 14 年	11 月
		三重	○	平成 17 年	7 月
		滋賀	○	平成 14 年	7 月
		京都	○	平成 16 年	9 月
		兵庫		平成 17 年	4 月
		山口		平成 15 年	2 月
		徳島	○	平成 16 年	10 月
		高知	○	平成 10 年	2 月
沖縄			平成 16 年	10 月	
平成18年度設置予定 (18)	宮城		平成 19 年	2 月	
	山形		平成 18 年	7~8 月	
	茨城		平成 18 年	7 月	
	栃木		平成 18 年	9 月	
	千葉		平成 18 年	7 月	
	東京		平成 18 年	7 月 下旬	
	神奈川		平成 18 年	9 月	
	新潟		平成 18 年	未定	
	石川		平成 18 年	未定	
	山梨		平成 18 年	7 月	
	和歌山		平成 18 年	9 月	
	広島		平成 18 年	7 月	
	佐賀		平成 18 年	11 月	
	長崎		平成 18 年	7 月	
	熊本		平成 18 年	未定	
	大分	○	平成 18 年	8 月	
	宮崎		平成 19 年	3 月	
	鹿児島		平成 18 年	未定	
平成19年度以降設置予定・未設置・未回答			9		
合計			47 都道府県		

2. 政令指定都市

	自治体名	検討会による 支援	協議会設置時期	
設置済み (4自治体)	仙台		平成 14 年	11 月
	京都		平成 16 年	9 月
	神戸	○	平成 15 年	7 月
	福岡		平成 18 年	1 月
平成18年度設置予定 (1自治体)	大阪		平成 18 年	8 月
平成19年度以降設置予定・未設置・未回答			10 政令指定都市	

平成18年度地域・職域連携推進事業関係者会議

グループワークについて

会場：三田共用会議所講堂

日時：6月27日（火）

15：45～16：35

1. テーマ 地域・職域連携推進事業における現状・課題について

2. 目的
各自治体における地域・職域連携推進事業の現状と課題についての共有を図り、当該事業の円滑な実施を推進する

3. 討議内容
 - 1) 各自治体における当該事業の現状
 - 2) 今後の課題について

4. 運営について
 - ・ 運営は、グループ内でお願いいたします。
 - ・ 各グループで、司会及び書記をお決め下さい。
 - ・ 討議内容は、グループ毎に配布される記録用紙に記載していただき、会議終了後、会場受付の回収箱に提出してください。
 - ・ 討議が円滑に進むよう、ファシリテーター（地域・職域連携支援検討会構成員）が2Gに1名ずつ入り、必要に応じて助言します。

5. グループメンバー
 - ・ 「受講者名簿」及び、「グループワーク座席表」（別紙）をご参照下さい。

6. グループの担当ファシリテーター一覧表

グループ	自治体名	人数	ファシリテーター（地域・職域連携支援検討会構成員）
1G・4G	北海道 岩手県 宮城県 茨城県 千葉県	12	島根県健康福祉部健康推進課健康増進グループリーダー 永江尚美構成員
2G・5G	青森県 秋田県 大分県 鹿児島県 沖縄県	12	弘前学院大学 看護学部 教授 櫻井尚子構成員
3G・6G	山形県 福島県 埼玉県 神奈川県	11	聖マリアンナ医科大学 予防医学教室 教授 吉田勝美 座長
7G・10G	東京都 山梨県 三重県 岐阜県	13	あいち健康の森健康科学総合センター 副センター長兼健康開発部長 津下一代構成員
8G・9G	新潟県 富山県 石川県 静岡県	11	学校法人暁学園 四日市看護医療大学設立準備室 顧問 河野啓子構成員
11G・12G	福井県 京都府 兵庫県 和歌山県 福岡県 佐賀県	12	産業医科大学産業生態科学研究所産業保健管理学教授 堀江正知構成員
13G・16G	鳥取県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	13	(財)社会保険健康事業財団 保健部長 松田一美構成員
14G・17G	愛知県 岡山県 広島県 熊本県 長崎県 宮崎県	13	東海大学健康科学部看護学科教授 錦戸典子構成員
15G・18G	滋賀県 奈良県 大阪府 栃木県 長野県 群馬県	12	国立循環器病センター 予防検診部長 岡山 明構成員
19G・22G	横浜市 川崎市 静岡市 神戸市 堺市 広島市 北九州市 福岡市	11	大阪大学医学系研究科 保健学専攻 教授 荒木田美香子構成員
20G・21G	札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 名古屋市 京都市 大阪市	12	三井化学(株)本社健康管理室長 土肥誠太郎構成員